

評価項目に「行政指導」

産廃 優良化 環境省が追加を検討

環境省は産業廃棄物処理業優良化事業の一環として推進する優良性評価制度の評価項目のうち、「順法性」について従来の行政処分に加え「行政指導」も評価項目とし、繰り返し受けている場合は不適合とするものを検

討している。排出事業者から「行政指導も公開情報に加えてほしい」などの要望が上がっていることを受けているのだが、産業廃棄物処理業優良化推進委員会からは否定的な意見も出ている。優良性評価制度の評価

項目には順法性、情報公開性、環境保全への取り組みがあり、順法性については現状「過去5年間にわたって行政処分を受けていないこと」となっている。これに「繰り返し改善指示文書を受けている場合は、優良性評

価基準不適合とすることができると追加することを検討している。現在推進委員会を中心に優良性評価制度の見直しが行われているが、その過程で実施したアンケート調査等で「行政指導を繰り返し受けている処

理業者について順法性不適合としてはどうか」という意見が排出事業者や自治体などから上がっていた。

このため同省は、順法性についての基準見直しを検討事項としたが、21日に開かれた推進委員会では委員からは「指示文書の頻度は自治体によっても異なり、判断基準が難しい」など、否定的な意見が大勢を占めた。今後継続して議論されていくことになりそうだ。

平成21年1月28日
環境新聞